

非同盟運動、人権、ASEAN 関係の資料編

2022 年 2 月 5 日 小松崎 榮

I 非同盟運動について

1. 非同盟運動とは

(1) 2012 年の非同盟諸国首脳会議で配布されたパンフより

「非同盟運動 (NAM) とは、いかなる大国ブロックとこれまで同盟していないか、反対していると自身で考えている国のグループ」

* 原文 = The Non-Aligned Movement (NAM) is a group of states considering themselves not Aligned formally with or against any major power bloc.)

(2) 岡倉古志郎著「非同盟運動」より

「反帝国主義、反新旧植民地主義、反覇権主義、反大国主値と民族自決、政治的・経済的自立、ならびに反軍事ブロック、平和的共存、及び公正、平等な国際政治、経済新秩序の建設に集約される『原則』と『目的』を基礎にした運動」

2. 道しるべ (寄って立つもの) = 国連憲章、バンドン宣言 (同上 NAM のパンフより)

非同盟運動の発展の道しるべは 1955 年のバンドン会議にあるとしている。そして、国連憲章の主な信条と共にすること、バンドン 10 原則に従った実践をしていることが会員の要件としている

* 原文

・ A significant milestone in development of the Non-Aligned Movement was in 1955 Bandung Conference.

・ Requirements for membership of the Non-Aligned Movement coincide with the key Beliefs of the United Nations. The current requirements are that the candidate Country has displayed practices with the ten Bandung principles.

II 人権関係の条約・憲章・宣言等

国連憲章

■ 前文より

われら連合国の人民は、

われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること・・・以下略

■ 第 1 条 国際連合の目的は、次のとおりである。

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
3. 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

4. これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

バンドン宣言

1955年4月18日から24日までバンドンにおいて開催されたアジア・アフリカ会議最終コミュニケ(バンドン会議最終コミュニケ、アジア・アフリカ会議最終コミュニケ)

■C項 人権と自決

1. アジア・アフリカ会議は、国際連合憲章に掲げられた人権の基本的諸原則を全面的に支持することを宣言し、かつ、世界人権宣言を全民族、全国家が達成すべき共通の標準として留意した。会議は国際連合憲章に掲げられた諸民族及び諸国家の自決の原則を全面的に支持することを宣言し、かつ、あらゆる基本的人権の完全な享受の前提条件である諸民族、諸国家の自決権に関する国際連合の諸決議に留意した。

■G項 世界平和及び協力の促進についての宣言

アジア・アフリカ会議は、世界平和と協力の問題に真摯な考慮を払った。同会議では、原子世界戦争の危険を伴っている現下の国際緊張状態を、深い関心をもって検討した。平和の問題は国際安全の問題と関連している。この意味においてすべての国家は、とりわけ国際連合を通じて有効な国際管理のもとに軍備縮少及び核兵器の排除を実現するため、協力すべきである。かくてこそ国際平和を促進することが出来、かつ核エネルギーは、専ら平和目的のため使用され得る。これは、とりわけ、アジア及びアフリカの要請に応えるに役立つであろう。何となれば、彼等が緊急に必要としているものはより大きな自由の下における社会的進歩とより良い生活水準であるからである。自由と平和は相互依存の関係にある。自決の権利は、すべての民族により享受されなければならない。

そして自由と独立はいまなお従属している民族に可及的速やかに賦与されなければならない。事実、すべての国民は国際連合憲章の目的と原則に則り彼等自身の政治的及び経済的制度並びに彼等自身の生活様式を自由に選択する権利を持つべきである。

不信と恐怖を離れ、相互の信頼と善意とをもって下の諸原則を基礎として、諸国民はよき隣人として寛容をもって臨み、お互いに平和のうちに生活し、友好的協力関係を発展せしむべきである。

1. 基本的人権及び国際連合憲章の諸目的並びに諸原則の尊重
2. 凡ての国家の主権並びに領土保全の尊重
3. 凡ての人種の平等並びに大小を問わずすべての国家の平等の承認
4. 他国の内政に対する不介入及び不干渉
5. 国際連合憲章に則った各国家の単独のないし集団的自衛権の尊重
6. (a) いずれかの大国の特殊利益に奉仕するが如き集団防衛取極利用の回避
(b) いかなる国によるを問わず他国に対する圧力行使の回避
7. 侵略行為ないしその脅威及び各国の領土保全ないし政治的独立に対する実力行使の制御
8. あらゆる国際紛争の国際連合憲章に則った交渉、和解、仲裁、司法的解決及びその他当事者の選択する平和的手段による解決
9. 相互利益及び協力の促進
10. 正義と国際義務の尊重

アジア・アフリカ会議は、これら諸原則に基く友好的協力が国際平和及び安全の維持促進に有効に寄与し、他方経済的、社会的及び文化的諸分野における協力が全人類に共通の繁栄と福祉とを招来するに与って力のあることを確信することを宣言する。

* データベース「世界と日本」(代表田中明彦) 日本政治・国際関係データベース 政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所よりより編集

世界人権宣言

■前文より

「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。」

＊前文全体の主な内容（「」内は原文通り）

- ・「人権の促進と保護が国際社会における最優先事項であり」
- ・「すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し人間が人権及び基本的自由の中心的主体であり、その結果として主たる受益者にでなければならず、人権の目的の実現には積極的に参加すべきであること」
- ・「国連憲章に従い、人種、性別、言語、または宗教による選別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように発展させかつ奨励するすべての国の責任を強調」
- ・「世界の人民及び国際連合の全加盟国が、すべての人権及び基本的自由の完全かつ普遍的な享受を保障するために、これらの権利と促進という世界的任務に改めて貢献することを求める」

■第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

■第二条

1. すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

ウィーン条約

「ウーン宣言及び行動計画」 (Vienna Declaration and Programme of Action)

■前文から

「世界人権会議は、人権の伸長及び保護が国際社会における優先事項であり、この会議が、正当で均衡のある方法で、人権のより完全な遵守を促進するため、国際人権システム及び人権保障のための機構の包括的な分析を行う特別な機会を提供することを考慮し、

すべての人権は人間に固有の尊厳と価値を由来し、人間が人権及び基本的自由の中心的主体であり、その結果として主たる受益者でなければならず、人権と自由の実現に積極的に参加すべきであることを認識及び確認」と明示しています。

■1項

世界人権会議は、すべての国が、国際連合憲章、その他の人権関連文書及び国際法により、すべての者のあらゆる人権及び基本的人権の普遍的尊重、遵守、及び保護促進の義務を満足すべき厳粛な責務を有することを再確認する。これ等の権利及び自由が普遍的な性格をもつ事は、疑いの余地はない。この枠組みの中で、人権分野における国際協力の強化は、国際連合の目的の完全な達成には不可欠である。人権及び基本的自由は、すべての人間が生まれながら有する権利であるその促進と保障は、政府の第一義的義務である。

■ 5 項

すべての人権は普遍的であり、不可分かつ相互依存的であって、相互に関連している。国際社会は、公平かつ平等な方法で、同じ基礎に基づき、同一の強調をもって、人権を全地球的に扱わなければならない。国家的及び地域的独自性の意義、並びに多様な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮にいれなければならないが、すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的な体制のいかんを問わず、国家の義務である。

「マルガリータ宣言」の民族自決権と人権項目

第 17 回非同盟諸国首脳会議（2016 年 9 月 17 日～18 日）で採択された宣言。そこで配布された英文の宣言から「3. 自決権」「5. 人権」の項全文

3. Right to Self-Determination

They stressed the inalienable right of all people, including those of non-self governing territories, as well as those of territories under foreign occupation or under colonial or foreign domination, to self-determination. In the case of people who are subject to foreign occupation and colonial or foreign domination, the exercise of self-determination remains valid and essential to securing the eradication of all those situations and ensuring the universal respect of human rights and fundamental freedoms.

5. Human Right

They reaffirmed their commitment to the promotion and protection of all human right, which are universal, indivisible, interdependent and interrelated, through a constructive and cooperative international dialogue, capacity building, technical assistance and the recognition of good practices, while ensuring the full enjoyment of all human right, including the right to development as a an inalienable, fundamental and universal right, and universal and as a comprehensive part of universally recognized human right, in order to build collective and sustainable peace and prosperity across the world.

They highlight the historical significance of the adoption of the Declaration to Development thirty years ago, which was promoted by the Non-Movement, and which requires a profound change in the international economic structure, including the creation of economic and social condition that are favorable to developing countries.

Likewise, they expressed once again that human right should be strengthened by adhering to the fundamental principles of universality, transparency, impartiality, non-selectivity, non-politicization and objectivity while seeking to realize the human right for all, pursuant to the principles contained in the Vienna Declaration of 1993.

III ASEAN の平和に関する資料と中国・ミャンマー等の出来事

東南アジア友好協力条約

■ 前書きから

締約国は、締約国国民を相互に結びつけてきた歴史的、地理的及び文化的結合の現実のきずなを認識し、公正及び法の支配に対する尊重を保持し、及び相互関係における地域的レジリアンスを強化することを通じて地域平和と安定を促進することを切望し、国連憲章、1955 年 4 月 25 日のバンドンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された 10 原則、1967 年 8 月 8 日バンコックで調印された東南アジア諸国連合宣言、及び 1971 年 11 月 27 日クアラルンプールで署名された宣言の精神と原則に従い、平和、友好及び東南アジアに影響ある事項に関する相互協力を強化することを希望し、締約国間の不和や紛争の解決は、協力を破壊し又は減退させることがごとき否定的態度を避け、理性的、効果的かつ高度に融通性のある方法によって規制さるべきことを確信し、世界平和、安定及び協調の促進には、東南アジア内外の全ての平和愛好国との協力が必要であることを信じ、次のとおり友好協力条約を締結することに厳粛に同意する。

■ 第 I 章 目的及び原則

第 1 条 この条約は、締結国国民間の不断の平和、永遠の友好及び協力を促進することをもって目的と

し、締約国の強化、連帯及び緊密な相互関係に寄与する。

第2条 締約国相互関係は、次の基本的原則により行われる。

- (a) 全ての国家の独立、主権、平等、領土保全及び国家的同一性の相互尊重
- (b) 全ての国家が外部から干渉、転覆又は強制されずに存在する権利
- (c) 相互内政不干渉
- (d) 平和的手段による不和又は紛争の解決
- (e) 力による威圧又は力の使用の放棄
- (f) 締約国間の効果的協力

*上記のデータベース「世界と日本」（代表田中明彦）より編集

ASEAN インド太平洋構想

2019年6月、東南アジア諸国連合（ASEAN）は加盟10カ国の首脳会議で、アジア・太平洋とインド洋地域でのASEANの外交指針となる「ASEAN インド太平洋構想」を採択しました。これについての日本共産党の報道を紹介します。

・協力と平和環境形成を主導

この構想でASEANは、アジア・太平洋とインド洋地域の発展と経済力・軍事力の増大とともに、国家間の不信感の増大、利己的な行動に走る傾向などの挑戦課題が出てきていると指摘。どの特定の国も排除しない「インクルーシブ」（包摂的）な多国間協力枠組みの中心となってきたASEANが、インド太平洋でも経済や安全保障に関する地域構造の形成を主導していくことが、平和と安定、繁栄の維持に重要だと強調しました。

インド太平洋で友好協力を推進する上で、東南アジア友好協力条約（TAC）を指針とすることを強調。紛争の平和解決などのTACの原則が同地域でも国家間関係の規範となるように推進していく意思を示しました。

インド太平洋協力のメカニズムについては、ASEANの中心的役割を原則に設定。東アジアサミット（EAS）などを強化して協力基盤としていく方向を示しました。協力の優先分野に、海洋、地域の連結強化、持続可能な開発目標と経済の4点を挙げました。

ASEANはこの構想でも包摂性、主権尊重、不干渉、国際法の尊重などの諸原則を踏襲。地域協力、信頼醸成などを通じて、インド太平洋を「対抗でなく対話と協力の地域」、「すべて（の国）の発展と繁栄のための地域」とすることを目指すと宣言しました。

アジア・太平洋地域における国際的枠組み

@QE 輪@RD@M 〇 η ^ f s ι 精 4 4 16, (H)

4 τ , Σ Θ η τ λ ó T τ τ L 卍 枋
4 τ İ ó _ T ξ f ' T _ τ İ ; A H ó τ 京 | ~ λ f τ
4 τ Ω ó A s O Ω ξ τ A σ s ó , 4 τ DT

D@R 輪京_ i _ 0 θ Λ Π 精 4 4 07, (H)

4 τ ' f A Π s σ _ 4 τ T ξ f i Ē s ó P 4 τ , ó P
4 τ 墜 (H) 4 4 τ φ Ω _

@RD@M 基 2 4 4 02, (H)

τ 箕 軋 4 τ 旗 (H) 4 τ τ (H)

@RD@M 輪 嗒 敖_ i _ 恣 (H) 扑 〇 精 4 4 0/, (H)

4 τ i τ Φ ,	4 τ s ' A
4 τ , ó P Φ Ω _	4 τ , ó ε i _
4 τ β Π Σ ι	4 τ θ μ ó η f
4 τ η ~ σ é ó	4 τ η υ f Ω _
4 τ Ω ó , ξ f τ	4 τ H ,

■TAC は、ARF にフランス、トルコ、ブラジルを加えたもの

ASEAN 首脳会議の 5 項目合意

- (1) 暴力が即時中止され、全当事者が最大限自制
- (2) 国民の利益にかなう平和的解決へ全当事者の建設的対話を開始
- (3) ASEAN 特使が対話プロセスを仲介
- (4) ASEAN が人道援助を提供
- (5) ASEAN 特使と代表団がミャンマーを訪問し、全当事者と面会
(しんぶん赤旗より)

国連人権理事会での香港「国安法」の支持は 53 カ国、反対は 27 カ国

20 年 6 月 30 日 国連人権理事会では、香港「国安法」の審議をしました。香港「国安法」に反対した国は 27 カ国、支持は 53 カ国でした。支持の主な理由としてキューバは、「香港は中国の切り離せない一部分であり、香港の事務は中国の内政で、海外は干渉すべきではない」と「内政不干渉」の原則を口実にしています。中国メディアは「国際社会で広範な支持を得た」と大々的に報道しています。また、賛成国は次のように報道されています。

■アジア＝中国、北朝鮮、カンボジア、スリランカ、ネパール、パキスタン、ミャンマー、ラオス

■中南米＝アンティグア・バーブーダ、キューバ、スリナム、ドミニカ、ニカラグア、ベネズエラ

■中東＝アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シリア、バーレーン、レバノン、パレスチナ

■アフリカ＝エジプト、エリトリア、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、ソマリア、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルンジ、南スーダン、モザンビーク、モーリタニア、モロッコ、レソト

■大洋州＝パプアニューギニア

■欧州＝タジキスタン、ベラルーシ

識者の分析では、賛成国の多くは、①権威主義や開発独裁と言われている国、②国内で反政府勢力を抱えている国、③中国の巨額の経済援助を受けているか「一带一路」構想で経済的に結びつきの強い国などであり、自由と人権問題で国際的に問題視されている国が少なくありません。

習近平主席誕生後の中国の政治等の出来事

■12 年 11 月、習主席は就任早々に、「虎もハエも叩く」と汚職・腐敗追放を強調しました。そのことで、政敵と目された人物が摘発され、16 年末までに摘発された人は 100 万人を超えました。

■14 年 11 月 10 日、APEC で「一带一路」という陸と海の「シルクロード構想」を打ち出しました。アジアから中東、欧州、アフリカの角につながる巨大経済圏の形成を目論んだものです

■16 年 6 月 2 日、オランダ・ハーグ国際裁判所は、中国が南シナ海の殆どを中国の内海とする「九段線」に法的根拠はないとした判決を出しました。習主席は「いかなる主張も動きも受け入れない」と仲裁判決受け入れを拒否しました。

■16 年 10 月 29 日、第 18 期中央委員会第 6 回全体会議 (6 中全会) を開催。コミュニケに習総書記 (国家主席) を「党中央の核心」と明記しました。同時に「全党員は中央の方針に従う」と改めて確認しました。

■17 年 8 月 1 日、建国 90 年を前にして、習主席は「歴史上、強大な軍の建設が今以上に必要となった時期はない」と明言しました。

■18 年 3 月、憲法を改正し、「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が盛り込まれ、国家主席と副主席の 2 期 10 年の任期の撤廃が決まりました。

■20 年 6 月 30 日、国連人権委員会でも香港「国安法」の審議が行われました。そこで「国安法」に反対は 27 カ国、賛成は 53 カ国でした。

■ 21年2月1日、海警法施行しました。主な内容は次の通りです。

* 中国海警局・・・沿岸警備の仕事。日本では海上保安庁。

- ・ 中国の管轄地域に提要 管轄地とその上空に適用。しかし管轄地域の定義がない
- ・ 海警局に武器使用認める、

■ 21年7月、中国共産党創立100周年における習主席の演説の主な内容

① 中国の歴史を述べて、アヘン戦争で半植民地・半封建社会になったが、中国共産党は帝国主義、封建主義、官僚資本主義を覆し、人民が主人公となる中華人民共和国を樹立した。

② 中国共産党の奮闘で、第一の100年目標である「小康社会」を全面的に完成し、絶対的貧困を克服した。

③ 第二の100年の目標である「近代的社会主義強国」建設の全面完成に向けてまい進している。

④ 中国共産党の確固とした指導性、マルクス主義の中国化、国防と軍隊の近代化、国民の団結、党建設を推進する。

⑤ マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を堅持し、「習金平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」を貫く。

⑥ 台湾・マカオへの中国政府の全面的管轄権を徹底させ、安定と繁栄をはかること。台湾問題を解決し祖国の完全な統一を実現すると強調しています。

⑦ 中華民族には5千年の歴史で形成された輝かしい文明や中国共産党100年の執政と国家振興の経験がある。有益な提案と善意の批判は歓迎するが、「師匠面」をした居丈高いお説教は断じて受け入れない。

■ 21年8月、習主席は、鄧小平の「先富論」に対し「共同富裕」論を提唱しました。

その内容は、①格差是正、②中間所得層を増やし消費の拡大、③高齢化にともない社会保障の充実、④そのための富の再分配。

* 背景の一つには、貧富の格差を示すジニ係数が、社会不安が起きると言われる0.4を超えて2019年には0.465になっている事があるとされています。(17年の日本は、0.372)

* 直後から、大企業からの寄付や学習塾への規制、大企業への関与等が強まり出しました。

■ 21年11月16日、第19期中央委員会第6回全体会議（「6中全会」）で、「歴史決議」が採択されました。*正式名称「党の100年奮闘の重大成果と歴史的経験に関する決議」

「歴史決議」は、三度目。最初は1945年4月「毛沢東の全党の指導的地位を確立した」年です。直後の大会で「毛沢東思想を全党の指導思想にする」ことを決めました。次は81年6月に鄧小平指導で出されました。文化大革命を否定、改革開放路線が明確化されました。

今回の「歴史決議」では、中国共産党の歴史を毛沢東時代、鄧小平・江沢民・胡錦濤・時代、習近平時代に区切り、全体としては党の歴史を礼賛。毛沢東時代の大躍進運動と文革は「誤り」との評価は踏襲していますが、天安門事件については「重大な政治風波（騒動）」とし、「党と政府は旗幟を鮮明にして、社会主義国家と人民の利益を根本に守った」としています。

その上で、腐敗運動や脱貧困など長年できなかった難題を解決した、ウイグルやチベット等に対する干渉と闘い、海洋強国建設を加速し国家の安全を維持した、香港問題では国安法を制定し秩序を回復した等と、2012年からの習近平時代を自画自賛し、

① 習近平同士の党中央と全党の核心としての地位

② 習近平氏による新時代の中国の特色ある社会主義思想に指導的地位の2つが確立したとしています。そして、祖国の完全統一実現は、中華民族の偉大な復興の必然的要求だとしています。

■ 21年10月21日、国連人権委員会でフランスが日米英など43カ国を代表して、「中国は人権擁護に関する国際法を守り、国連人権高等弁務官らの現地訪問を直ちに認めよ」（趣旨）の共同声明をだしました。

これに対し、中国大使は「事実無根の非難のでっち上げ」と反論し、キューバなど62カ国が「新疆やチベット、香港などは中国の内政問題だ」（趣旨）として反対の共同声明を出しました。

■ 21年11月15日、米中首脳会談「競争を責任を持って管理する」ことでは一致しましたが、台湾や人権問題では改めて対立が鮮明になりました。

- 21年11月23日、習国家主席「我々は（ASEAN）との（政治、経済、安全保障に及ぶ）包括的戦略のパートナーシップの構築を正式に宣言する」と表明。
- 21年11月29日、『中国・アフリカ協力フォーラム』を開催し、10億回分のワクチン、3年で100億ドルの投資を約束しました。しかし、投資額は3年前の600億ドルからすると大幅に減額しています。
- 21年12月5日、中国外務省は「米国の民主状況」と題する報告書を発表。また、6日にはシンクタンクが「10の問題 米国の民主主義」と題したレポートを公表しました。いずれも、米国の金権政治や米国社会の分断状況等を挙げると共に、「中国が独自に発展させた人民民主は人類共同の価値を体現」などと、「西側民主主義」に対する「中国式民主主義」の優位性を強調しています。また、6日、中国政府で香港を統治する夏宝主任は、「香港は過去に西側方式の民主主義を追求したために、社会の分断を招きの格差、分裂などと米国を批判しています。

チベットの出来事

- 中華人民共和国政府は、1949年からチベットを解放するとして人民解放軍を送り込みました。
- 51年5月23日、チベット政府とチベットを中国の一部とする「17か条」協定を結びました。これに対して民衆の抵抗運動が激化しました。
- 59年には「チベット動乱」が起る。チベット仏教の最高指導者のダライ・ラマ14世はインドに脱出して亡命政府を樹立しました。経済発展と抑圧の併存が続いています。

ミャンマーの出来事

- 48年1月 ビルマが英国から独立しました。
- 62年3月 ネ・ウイン将軍が軍事クーデターで政権を握り軍事独裁政権になりました。
- 88年3月 軍事独裁に反対し民主化運動が盛り上がりました。
- 88年7月 ネ・ウイン政権退陣しました。
- 88年8月8日 学生がラングーンで抗議のデモを開始。英国から帰国したアウンサンスーチー氏が50万人を前に演説。運動は全国に広がりました。
- 88年9月16日 国軍がクーデターで全権掌握しました。
- 9月27日 アウンサンスーチーが国民民主連盟（NLD）を結成しました。
*軍部による熾烈な弾圧で数千人が犠牲になったと言われています。その時、学生運動などで頑張った世代を「8888世代」と言います。
- 90年5月 総選挙でNLD圧勝したものの、軍は結果を認めず軍政が続くことになりました。
- 08年4月 新憲法制定しました。
*議席25%を国軍に割り当て。国防大臣や内務大臣等の任免権を国軍総司令官がにぎり、副大統領の一人は国軍出身者が占めるものです。また、夫や子供が外国籍の場合は大統領になれないとの条項が盛り込まれ、アウンサンスーチー氏が大統領になれない仕組みとなりました。
- 10年11月 総選挙。NLDボイコットし、国軍系の連邦団結発展党（USDP）が勝利しました。
- 11年3月 軍政から民政移管され、国軍のテインセイン氏が大統領に就任しました。
- 15年11月 総選挙でNLDが勝利し政権の座につきました。
- 20年11月 総選挙で、NLDは改選議席476の83%（396）を得て圧勝しました。国軍系の連邦団結発展党は7%（33）の議席に留まりました。
- 21年2月1日 国軍によるクーデター。総選挙に不正があったが選挙管理委員会は問題を解決できなかったなどと声明。アウンサンスーチー国家顧問兼外相、ウインミン大統領、NLDの幹部などが国軍に拘束されました。
*以後、抗議運動が始まりました。
- 21年2月2日 国軍は非常事態宣言下、ミン・アウン・フライン総司令官を議長とする「国家行政評議会」を発足させました。
- 21年2月5日 NLD議員等で「連邦議会代表委員会（CRPH）」を設立しました。

*非暴力・不服従運動の抗議運動がひろがりを見せました。国軍はネットを遮断し武力で弾圧をはじめ、犠牲者あいつぐ状態になりました。

- 21年2月22日 ゼネストに数百万が参加しました。
- 21年3月31日 NLD 議員等がつくる「連邦議会代表委員会 (CRPH)」は、2008年憲法を廃止し、軍事独裁体制に代わる民主連邦国家をつくる「連邦民主憲章」を発表しました。
- 21年3月31日 国連安保理で、国軍に対して法的拘束力を持つ安保理制裁決議を出そうとしたが、中国が「暴力と流血は誰の利益にもならない」としながらも、「一方的は圧力や制裁と強制的措置の要求は緊張を対立を悪化させるだけ」と表明。事態はミャンマーの内政問題として欧米などの動きを牽制しました。
- 21年4月6日 ミャンマー少数民族組織が「連邦民主憲章」を支持しました。
- 21年4月16日 「国民統一政府 (NUG)」を設立。「連邦議会代表委員会 (CRPH)」は行政機関の役割。アウンサンスーチー国家顧問兼外相、ウインミン大統領の地位はそのまま続きます。
- 21年4月24日 ASEAN 首脳会議が、ミャンマーに関する『五項目の合意』を発表しました。
- 21年6月18日 国連総会で国軍非難の決議採択。平和デモに対する暴力停止、アウンサンスーチーをはじめ拘束されている人の解放、武器流入の阻止の決議が119カ国の賛成で採択、中国、ロシア、タイ、ブルネイなど36カ国が棄権、反対は1でした。
- 21年9月7日 国民統一政府 (NUG) は、軍政への武力闘争を宣言しました。
*NUG が設立した武装組織「国民防衛隊 (PDF) に対して、軍政の統治機構の全ての支柱を標的にするように指示しました。少数民族武装勢力にも、国軍を可能な限り攻撃するように要請。軍政下で働く公務員に辞職を勧告、国軍側の兵士と警官に部隊から離脱を呼びかけました。また、国民に対しては、移動自粛、食料や薬品を備蓄し、PDF や市民武装勢力に情報提供で協力するように呼びかけました。
*9月6日時点で、市民の死者は1049人、逮捕者は6250人。
- 21年11月9日 国軍は2023年8月までには総選挙を実施すとして、NLDの解体を含めて抵抗勢力を封じ込め、国軍に有利な選挙制度を狙っていると報道 (11月9日東京新聞)
- 21年11月22日 ASEAN と中国の首脳会談で、中国はミャンマー国軍の総司令官の出席を認めるように求めましたが、ASEAN 側は拒否しました。インドネシアは「ミャンマーが民主主義を回復するまで、政治レベルで代表を参加させるべきでない」との考えを示しました。
- 21年12月7日 密室裁判の中でアウンサンスーチー氏に対し禁固4年 (その後、恩赦で禁固2年) の判決が下されました。
- 21年12月10日 軍政を認めない国民の意志を示す「沈黙のストライキ」を実施しました。
- 22年1月7日 2022年のASEANの議長であるカンボジアのフン・セン首相が、ミャンマーを訪問し、国軍の総司令官と会談。総司令官は、少数民族武装勢力との和解促進は表明したが、民主派の動きには言及しませんでした。フン・セン首相は、少数民族勢力を対処とした軍政の「停戦宣言」を「5項目合意」の具体化と評価し、軍政代表のASEAN首脳会議への参加を認める意向と見られました。
*この訪問と会談については、ミャンマーの民主派やASEANの首脳達からも「軍政を助ける」「国軍統治の正当化」との批判と危惧の声が出されました。
- 22年1月10日 アウンサンスーチー氏へ再び禁固4年の判決。氏は10以上の罪状で起訴されています。全て有罪の場合、合算すると100年をこぞ禁固刑になると言われています。
- 22年1月26日 7日の会談に対してのミャンマーの国民やASEAN首脳、国際世論の批判を受けて、フン・セン首相は、再度、ミャンマーの国軍総司令官とオンライン会談をしました。そして、軍政の市民への攻撃に継続、民主派は排除などの問題点を指摘し、「5項目合意」に進展がないと伝達しました。そして『五項目合意』に積極的進展があれば、ASEAN首脳会議に国軍総司令官を招くが、なければ非政治レベルの代表を派遣すべきだ」との立場を表明しました。こまでの立場を事実上修正したと見られています。